

3 休 職

□ 概説

1. 休職者は、職員としての身分を保有するが、職務に従事しない。 (分限条例第7条)
2. 教職員が、次の事由の一に該当する場合には、その意に反して休職させることができる。
 - (1) 心身の故障のため長期の休養を要する場合
 - (2) 刑事事件に関し起訴された場合 (地公法第28条第2項)そのほか、条例で定める事由による場合も休職させることができる。
(地公法第27条第2項)
3. 心身の故障のため長期の休養を要する場合は、医師二人を指定し、あらかじめ、診断を行わせた結果によらなければならない。 (分限条例第4条)
4. 教職員(学校の事務職員を含む)の結核性疾患による休職期間は満2年とし、特に必要がある場合には、予算の許す範囲内で満3年まで延長することができる。この休職者には、その休職期間中、給与の全額を支給する。 (教特法第14条)
(公立の学校の事務職員の休職の特例に関する法律)
5. 2の(1)の事由による休職の期間は、4の場合を除いて、3年を超えない範囲内において、休養を要する程度に応じ個々の場合において任命権者が定める。ただし、その期間が3年に満たない場合には、この休職を発令した日から引き続き3年を超えない限度において更新することができる。 (分限条例第6条)
6. 休職中の教職員には、4の場合を除いて条例の定めるところにより、給与が支給される。 (給与条例第28条)
7. 休職中の期間は、退職手当、恩給の算定の基礎となる在職期間の計算上半減される。(退職手当条例第7条第4項)ただし、昭和37.12.1共済組合新法施行日以前の休職については、年金計算の場合、在職期間の半減計算はしない。
8. 専従休職
職員は、職員団体の業務にもつぱら従事することができない。ただし、任命権者の許可を受けて、登録を受けた職員団体の役員としてもつぱら従事する場合はその限りでない。
(地公法第55条の2)
 - (1) 専従休職の許可を受けた職員には、その許可が効果を有する間はいかなる給与も支給しない。 (給与条例第28条の2)
 - (2) 専従休職の許可を受けようとするときは、専従休職申請書を許可を受けようとする期間の始まる前日から起算して1週間前の日までに任命権者に提出しなければならない。 (給与条例施行規則第83条第1項)

□ 参考

1. 休職者の給与

(1) 公務・通勤傷病による休職の場合	全額	全期間	(給与条例第28条1項)
(2) 結核性疾患による休職の場合	全額	3年間	(教特法第14条2項)
(3) (2)以外の私傷病による休職の場合	80/100	1年間	(給与条例第28条3項)
(1年経過後は無給となる。ただし、共済組合から1年6月は傷病手当金、その後6月は傷病手当金附加金が、いずれも1日につき給料日額の80/100給付される。扶養家族のない人が入院した場合は、入院中に限り60/100となる。)			
(4) 刑事事件の起訴休職の場合	60/100以内	期間中	(給与条例第28条4項)
(5) 専従による休職の場合	無給	期間中	(給与条例第28条の2)
2. 給料の半減
私傷病で6月をこえて引き続き勤務しないとき(長期病気休暇の場合)は、給料が半減される。
(給与条例施規第6条)